

宗教法人が専らその本来の用に供する「境内建物」および「境内地」に係る 固定資産税・都市計画税の非課税について

宗教法人が、専らその本来の用に供する境内建物および境内地（宗教法人法第3条）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条2項3号、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた宗教法人が使用する境内建物および境内地は、非課税に当たりません。

(2) 使用者

宗教法人

(3) 対象資産

宗教法人法第3条に規定する境内建物および境内地*¹で、専らその本来の用に供する*²もの

- *1 「境内建物および境内地とは」、本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裡、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所、参道 等
- *2 「本来の用に供するとは」、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成する目的の用に供することを指します。したがって、公益事業やその他の事業の用に供する場合は含みません。

※ 非課税の対象とならない固定資産の例

（例） 有料駐車場、結婚披露宴会場、化粧室、衣装室、写真室、喫茶店、売店 等

2 非課税申告に必要な提出書類（次の書類をすべて提出してください）

フリカ	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明（法務局）
<input type="checkbox"/>	本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、庫裡、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所、参道等であることを確認できる書類	・宗教法人の規則 等
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 新たに境内建物、境内地を取得した場合に必要な書類

フリカ	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	新たに取得した固定資産の内容が分かるもの	・責任役員会議事録（写） 等
<input type="checkbox"/>	新たな非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要書類

<input type="checkbox"/> 無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写 等
---	--------------

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第 1～3 課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第 35 条の 2 第 3 項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第 1・2 課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 32 号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。